

シリーズ 人権

第86回

市民意識調査を受けて Vol.4



誰もが安心して生活できる社会の実現に向けて

障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざし、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されたことはご存知でしょうか。

この法律では、差別を解消するための措置として、正当な理由がないにも関わらず障がいを理由に、受付や窓口の対応を拒否する、保護者や介助者が一緒にいないと入店を拒否するなどの「不当な差別的取り扱いの禁止」や、段差がある場合にスロープなどを使って補助するなど障がいのある人から何らかの助けを求める意思が伝えられたときの「合理的な配慮の提供」が明記されています。

平成29年8月に津市が実施した「人権問題に関する市民意識調査」では、大多数の人が障がい者に対する差別や偏見をなくすのは、社会全体の責任であると回答していますが、この法律の制定によって社会における障がい者に対する差別的取扱いはなくなったのでしょうか。

市内で障がいのある人が自立に向け、一人暮らしを始めようとしたときのことです。アパート物件を探した際に障がいがあることを話したところ、はっきりとした理由は述べられないまま何かあってはいけないということで、結局、物件を紹介してもらえませんでした。

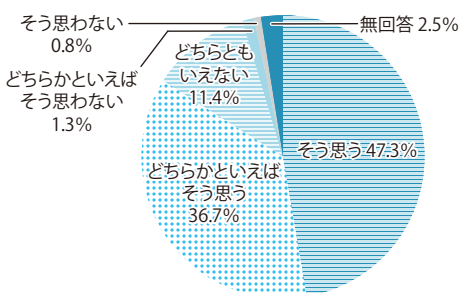
「何かあってはいけない」という言葉がどういった意図で発せられたのか。もし、障がいのない人であれば、このような言葉が投げ掛けられたでしょうか。少なからず、障がい者は何かトラブルを起こす、支援する人がそばに付いていないと一人でできないことが多いのではないのかといった考えが根底にあったからではないのでしょうか。現在、この人はヘルパーによる支援を受けながら、一人で生活を送っていますが、入居するまでに物件を探し回り相当苦労したそうです。

もし「障がいのある人だから」という理由でこのような対応を行ったとすれば、明らかに「不当な差別的取り扱い」となりますが、これは、まだまだ社会に法律の意図が浸透していない表れではないのでしょうか。誰もが安心して生活できる社会の実現に向けて、私たち一人一人が当事者の意識を持ち、社会全体として認識を高めることにより差別や偏見のないまちづくりを進めていかなければなりません。

(執筆担当：障がい福祉課)

設問 障がい者に対する差別や偏見をなくすのは、社会全体の責任だと思いますか

(人権問題に関する市民意識調査より)



障がいを理由とした「不当な差別的取り扱い」を受けたと感じたら以下へご相談ください。

障がい者差別相談窓口(☎272-4577)

障がい福祉課(☎229-3157)